

平成25年6月27日決定

北手宮小学校・手宮西小学校
・手宮小学校・色内小学校
統合実施計画

平成25年6月

小樽市教育委員会

目次

はじめに	2
1 統合の組合せ及び実施時期	
(1) 統合の組合せ	2
(2) 実施時期	2
2 統合校の位置及び通学区域	
(1) 統合校の位置	3
(2) 通学区域	3
3 統合時の学校規模等	3
4 統合協議会の設置	4
5 統合小学校の連携事業	4
6 学校施設の整備	4
7 通学路の安全対策	4
8 学校施設を利用した社会教育活動	4
9 学校施設の跡利用	4

はじめに

小樽市教育委員会では、少子化に伴う小中学校児童生徒の減少や学校施設の老朽化に対応し、教育環境の向上を図るため、平成21年11月に策定した「小樽市立小中学校 学校規模・学校配置 適正化基本計画」に基づき、学校再編に取り組んでいます。

高島・手宮地区小学校Bグループ（北手宮小学校、手宮西小学校、手宮小学校の統合の組合せ）については、これら3校を統合し、さらに隣接する中央・山手地区の色内小学校の校区の一部を編入することについて、関係校の保護者や地域の皆さんと懇談を重ね、このたび「北手宮小学校・手宮西小学校・手宮小学校・色内小学校統合実施計画」を策定しました。

1 統合の組合せ及び実施時期

(1) 統合の組合せ

北手宮小学校、手宮西小学校、手宮小学校及び色内小学校（校区の一部）の通学区域を再編します。

統合関係校の位置図



(2) 実施時期

平成28年4月1日とします。

2 統合校の位置及び通学区域

(1) 統合校の位置

統合校の位置は、手宮小学校とします。

(本書では、「手宮地区統合小学校」と表記します。)

(2) 通学区域

統合後の通学区域は、次のとおりです。

統合後	通学区域	統合前
手宮地区 統合小学校	末広町(27番～33番)、梅ヶ枝町(12番～)、清水町(24番～)、赤岩1丁目(1番～5番、12番～17番)	北手宮小学校
	石山町、豊川町(3番、11番を除く)、錦町(1番～15番、20番)、清水町(1番～23番)、長橋3丁目(18番～21番)	手宮西小学校
	手宮1～3丁目、梅ヶ枝町(1番～11番)、末広町(1番～26番、34番～)、錦町(16番～19番、21番～)、豊川町(3番、11番)、高島4丁目(15番)、色内3丁目(8番～10番)	手宮小学校
	稲穂5丁目(25番～27番を除く)、色内3丁目(1番～7番、11番、12番)	色内小学校

(参考)

統合校	現色内小学校区のうち、他の学校と統合となる通学区域
統合長橋小学校	長橋1丁目(1番～17番)、長橋2丁目(1番～14番)、稲穂5丁目(25番～27番)
統合稲穂小学校	稲穂4丁目、色内2丁目(5番～8番、16番～)

3 統合時の学校規模等

平成28年度の学校規模は次のとおりです。

手宮地区統合小学校 通常の学級12学級 特別支援学級2学級

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
児童数 (人)	41	47	48	41(1)	47(1)	49	273(2)
通常の学級 (学級)	2	2	2	2	2	2	12
特別支援学級(学級)	2						2

※ 児童数のうち、現在未就学の1年生から3年生までは、平成25年5月1日現在の住民登録を基に推計し、4年生から6年生までは、平成25年5月1日現在の実数値としました。また、学級数は、1年生及び2年生は1学級35人、その他は1学級40人として算出しました。

特別支援学級は、児童数をカッコ内に記載(外数)しています。また、障がいの区分ごとに学級を編成します。

※ 平成26年度及び27年度に北手宮小学校又は手宮西小学校へ入学する予定の児童については、特例により通学校を手宮小学校に変更することができます。

※ 統合時の色内小学校の在校生については、特例により通学校を隣接する統合校に変更することができます。また、平成26年度及び27年度に色内小学校へ入学する予定の児童のうち、手宮地区統合小学校の通学区域に居住する児童については、特例により通学校を手宮小学校に変更することができます。

4 統合協議会の設置

統合関係校の保護者や教員、町会関係者などで構成する統合協議会を設置し、「校名、校歌、校章」「教育目標」「通学路の安全対策」などの課題について協議します。

5 統合小学校の連携事業

この地区では、平成21年度から北手宮小学校、手宮西小学校、手宮小学校、色内小学校及び高島小学校の5校が連携し、「小樽市学校支援地域本部事業」としてボランティアの協力を得て学習支援などの活動に取り組んできました。また、現在はこの事業が全市的に拡大され「小樽市教育支援活動推進事業」として取組を継続しており、これまで取り組んできたノウハウを有効に活用し、統合小学校においてもこの活動の継続的な取組を検討します。

6 学校施設の整備

手宮地区統合小学校は、現在の手宮小学校を次のとおり改築します。

平成25・26年度	校舎建築工事（一部校舎の解体）
平成27年度	屋体建築工事（一部校舎の解体）
平成28年度	旧校舎解体、グラウンド整備

7 通学路の安全対策

新たな通学路の点検を実施し、必要に応じて道路管理者など関係機関との協議を行います。

8 学校施設を利用した社会教育活動

北手宮小学校、手宮西小学校、手宮小学校及び色内小学校で実施している学校開放事業は、統合校や他の開放校などで引き続き利用できるよう、「利用者調整会議」などで利用団体と調整を行います。

9 学校施設の跡利用

北手宮小学校及び色内小学校の跡利用については、市が設置している「学校再編に伴う跡利用検討委員会」において、「学校跡利用の基本的な考え方（平成24年3月小樽市策定）」に沿って地域の声も聞きながら活用方法を検討します。

なお、手宮西小学校は、必要な改修を行い、高島・手宮地区統合中学校として使用します。